

# 平成29年度農地中間管理事業実施方針

埼玉県農地中間管理機構

## 1 目標面積

- ・県において、平成29年度の機構取扱面積の目標を1,600haに設定。

借入れ目標面積 1,600ha      貸付け目標面積 1,600ha

## 2 取組方針

### (1) 関係機関との連携

農地中間管理事業推進会議を中心に、県、市町村、農業委員会、JAグループ及び土地連等関係団体と連携し、組織的に事業を推進する。

ア 県・市町村・農業団体は、地域の話し合い、農家への巡回、広報誌等への掲載などを通じて小規模農家まで事業の周知を図る。

イ 県及び県域を所管する農業団体（農業会議、農業協同組合中央会、土地改良事業団体連合会）は、農林振興センター等担当者会議や市町村職員、担い手等に対する研修会などを開催し、先進地域の取組を全県に波及させる。

ウ 県は国及び他県（機構）における情報を収集し、関係機関・団体に情報提供する。

エ 推進会議（地域会議）で定めた重点地区（普及活動計画に位置づけた地区を含む。）においては、推進会議（地域会議）の構成員等と連携して事業に取り組むとともに、次の視点に留意し新たな推進地区の掘り起こしを行う。

- ・基盤整備との一体的な取り組み・・・既存の農道や用排水路を活用し、基盤整備が必要な地区
- ・集落営農の組織化・法人化・・・地域農業を維持・発展させていくため、集落ぐるみで取り組む地区
- ・錯綜した農地利用の解消・・・担い手ごとに農地を集約化し、効率・効果的な農業経営の実現が必要な地区
- ・高齢化や担い手不足への対応・・・地域で課題を抱え、その解消に向けた機運の高い地区

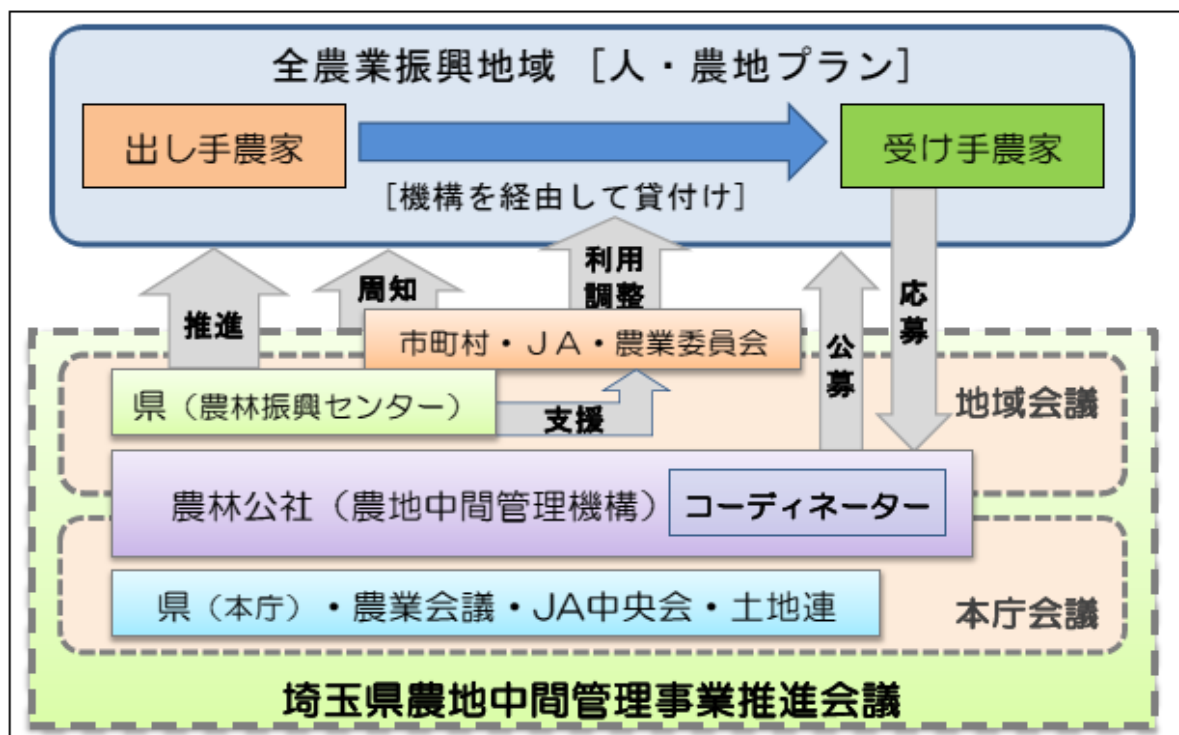
オ 県（農林振興センター）との連携により、市町村・JA・農業委員会担当者会議を開催して重点推進地区の進捗状況を把握するとともに、市町村・JA・農業委員会による掘り起こし活動を支援する。

カ 市町村・JAが定める事業推進担当者と情報共有を図り、公募のあった借受希望に沿えるように機構集積協力金等を活用するなどして、積極的に貸付農地の掘り起こしを行う。

キ 農業委員会の農地利用最適化推進活動の実施にあたって、農地中間管理事業との連携を支援する。

ク これら推進のイメージについては、図1のとおり。

図1：関係機関との連携（イメージ）



## (2) 事業に取り組む環境の醸成

農家や土地持ち非農家への事業周知を継続するとともに、県との連携により事業実施地区の検証を行い、関係機関が事業に取り組む環境を整備する。

ア 農業委員会が行う農地利用最適化推進活動の農地中間管理事業の推進に係る次の取組を支援する。

- ・ 定期的な巡回（パトロール）の実施・・・管轄区域を定期的に巡回（パトロール）し、農地利用の状況等を確認する。
- ・ 農地所有者の意向把握・・・農地の所有者に会い、今後の農地の利用意向を把握する。
- ・ チラシの手交・・・所有者に農地中間管理事業のチラシを手渡し、事業を説明する。

イ 本県におけるこれまでの実績を地域創生の観点を加味して検証し、首都近郊に位置する本県における事業推進上の特徴を捉え、本事業への取組が地域政策に大きなメリットがあることを市町村長や企画サイドに訴求する。

### (3) 機構の推進体制の強化

農業振興局長を本部長とし管理・推進・基盤整備の各グループが連携して事業を推進する。コーディネーターを増員（11名→15名）し、機構の現地推進体制及び事務執行体制を強化する。

#### ア 推進グループ

- ・県の農林振興センターに地域コーディネーターを駐在させ、地域における事業推進活動を行う。
- ・市町村等から提出された書類内容を審査して、農地の借入れ・貸付けの決定に係る事務処理を行う。

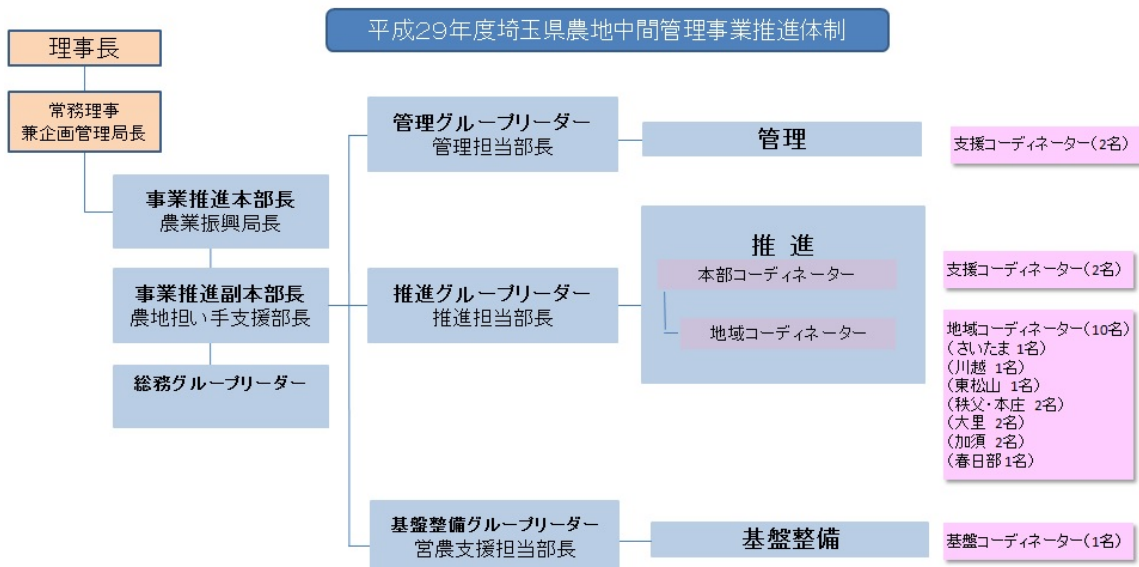
#### イ 管理グループ

- ・公募の実施、毎月末に応募者のとりまとめを行う。
- ・農地中間管理事業等推進協議会での審査を経て、記載内容等を確認しシステムに入力し貸借データを管理する。
- ・借り受け・貸し付けた農地の賃料の受払いを行う。

#### ウ 基盤整備グループ

農地中間管理事業と連携して実施する公社営基盤整備事業（畦畔撤去による区画拡大等）の地元調整及び施工管理等の業務を行う。

図2：機構の推進体制（イメージ）



### (3) 大規模農家等との連携協力

大規模農家等への事業説明と周知を徹底し、多角的な連携協力体制を実現する。

- ア 県内の大規模主穀作農家を中心に35名(平成29年4月1日現在)サポータークラブに参加しており、各種補助事業の情報提供や経営農地の地図化等のサービスを提供し、これら活動を通じて、農地中間管理事業の活用や当公社が実施する簡易基盤整備事業

での連携協力体制を構築する。

#### (4) 基盤整備との連携

県営埼玉型ほ場整備事業との連携及び基盤整備実施済み地区への重点推進を行う。

- ア これまで、農林公社が実施してきた簡易基盤整備については、20ha以上の簡易基盤整備（農道・用排水路の整備を含む場合）を実施する場合は県営埼玉型ほ場整備事業によるものとし、効率的な事業実施を図る。
- イ 既に基盤整備を実施した地区については、関係土地改良区との連携を図り農地中間管理事業の活用を重点的に推進する。

#### (5) 事務改善

公募の対象を全市町村とし、借り受け希望者が随時申し込みできるようにするとともに、市町村から機構への書類提出の締め切り日を明確にするなど、事務を簡素化・定例化します。

#### 《事務改善のポイント》

区分	借り受け希望者の公募	機構への書類提出締め切り日
改正の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象：農業振興地域を有する全市町村（53市町村）</li><li>・方法：随時公募を公開</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・締め切り日：毎月20日</li><li>※機構は、翌月の1～10日に協議会を開催する。</li></ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・借り受け希望者は、希望する地区をいつでも応募することができるようになる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関の手続きが円滑に進められる。</li></ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>※区画拡大等の整備が終了するまでに複数年要することから、これまでの有効期限2年間に5年間に延長。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>※年間スケジュールを担い手への転貸開始日を基準に作成し、関係機関の事務効率化を支援する。</li></ul>